陳情第3号

松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について (松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会報告)

10月30日に一般社団法人松田町観光協会会長ほか3名(以下「陳情者」という。)からの陳情書を受理しました。陳情の趣旨は、<u>今年度の桜まつりから現在の協力金を入園料として徴収できるよう、9月</u>定例会で否決された「松田町公園条例等の一部を改正する条例」を認めてほしいというものです。

第4回定例会において議員11人(議長はオブザーバー)で構成する「松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会」(平野由里子委員長)を設置して、委員会へ付託し、審査をしました。

また、これに先駆けて定例会2日目(12月3日)の散会後、**議会が議員全員と陳情者及び関係者との意見交換会を開催**し、9月開催の第3回定例会において「松田町公園条例等の一部を改正する条例」が否決に至った経緯、産業厚生常任委員会の審査内容などを説明しました。また、陳情者ほか関係者からは、まつだ桜まつりでの協力金徴収に伴うご苦労や、陳情に込めた思いなどの意見交換を行いました。このような経緯を踏まえ、陳情の内容は理解しましたが、否決という結果が出た議案は、<u>町長からの</u>

新たな条例の提案が無ければ審議ができないこともあり、不採択という結果となりました。

松田町公園条例等の一部を改正する条例

最終日に追加議案として提案され 産業厚生常任委員会に付託・継続審査

定例会最終日(12月8日)に、「議案第65号 松田町公園条例等の一部を改正する条例」が追加議案として町長から提案されました。この条例は、第3回定例会で否決した「議案第32号 松田町公園条例等の一部を改正する条例(No.219号、No.220号を参照)を、西平畑公園内の施設が各々の強みを最大限に活かして相乗効果を発揮するため、修正したもので、4つの条例(松田町公園条例、松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例、松田町西平畑公園管理交流施設の設置及び管理に関する条例、松田町自然館の設置及び管理に関する条例)を一括して改正するものです。

12月8日に産業厚生常任委員会を開催し、観光経済課長ほか職員からの説明を求め審査をしましたが、 閉会中の継続審査になりました。

12月11日の産業厚生常任委員会で修正案を可決・臨時会招集請求

第4回定例会閉会後の11日に産業厚生常任委員会を開催し、「議案第65号 松田町公園条例等の一部を改正する条例」の審査をしました。

審査の結果は、<u>陳情第3号の陳情者や関係者の方々からの第23回まつだ桜まつりでの入園料徴収</u>という思いもあり、第1条のうち、入園料を設置すること、金額の上限を「18歳以上300円」、「6歳以上18歳未満100円」に修正し、まつだ桜まつり期間に限り適用する修正を行いました。そして第3条では、西平畑公園管理交流施設を子どもの館に名称を変更する部分を除いた大部分と*第2条、*第4条を削る修正案を可決しました。

また、<u>今回の修正で削った部分</u>(ふるさと鉄道乗車料の年齢区分の変更及び値上げ(第1条)、ハーブ館使用料の新設ほか(*第2条)、子どもの館入館料の新設及び使用料の値上げほか(第3条)、自然館入館料及び使用料の新設ほか(*第4条)) <u>については精査をする必要性があるため、町長へ再提案を求める</u>こととした内容の、**委員会報告書が議長に提出されました**。

この報告を受け、議長は、第23回まつだ桜まつりの開催まで猶予が無いことから、*地方自治法第101条第2項の規定に基づく臨時会の招集を請求するため、議会運営委員会の開催を依頼しました。同日(11日)開催の議会運営委員会の議決を得たため、町長に対し早急に臨時会を開催していただくよう「松田町議会臨時会招集請求書」を提出しました。*第4項の規定による臨時会は令和3年1月22日現在招集されていません。

*注【地方自治法第101条第2項】議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該地方公共団体の長に対し、会議 に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

【同第4項】前2項の規定による請求があったときは、当該地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。